

平成 18 年 1 月 19 日
社団法人 投資信託協会

「特別対策部会」決議

1. 当分の間、東京証券取引所の売買が停止され、当日の再開が見込めない場合には、東京証券取引所の売買銘柄を主たる投資対象とする投資信託について、売買停止された時刻以後、当日分としての設定・解約の申込の受け付けを中止するものとする。

ただし、確定拠出年金ファンドの買付申込等やむを得ない事由により中止することが困難な場合には、適用しない。

2. この決議は、平成 18 年 1 月 20 日から実施する。